

## 特別支援教育行政の現状と課題

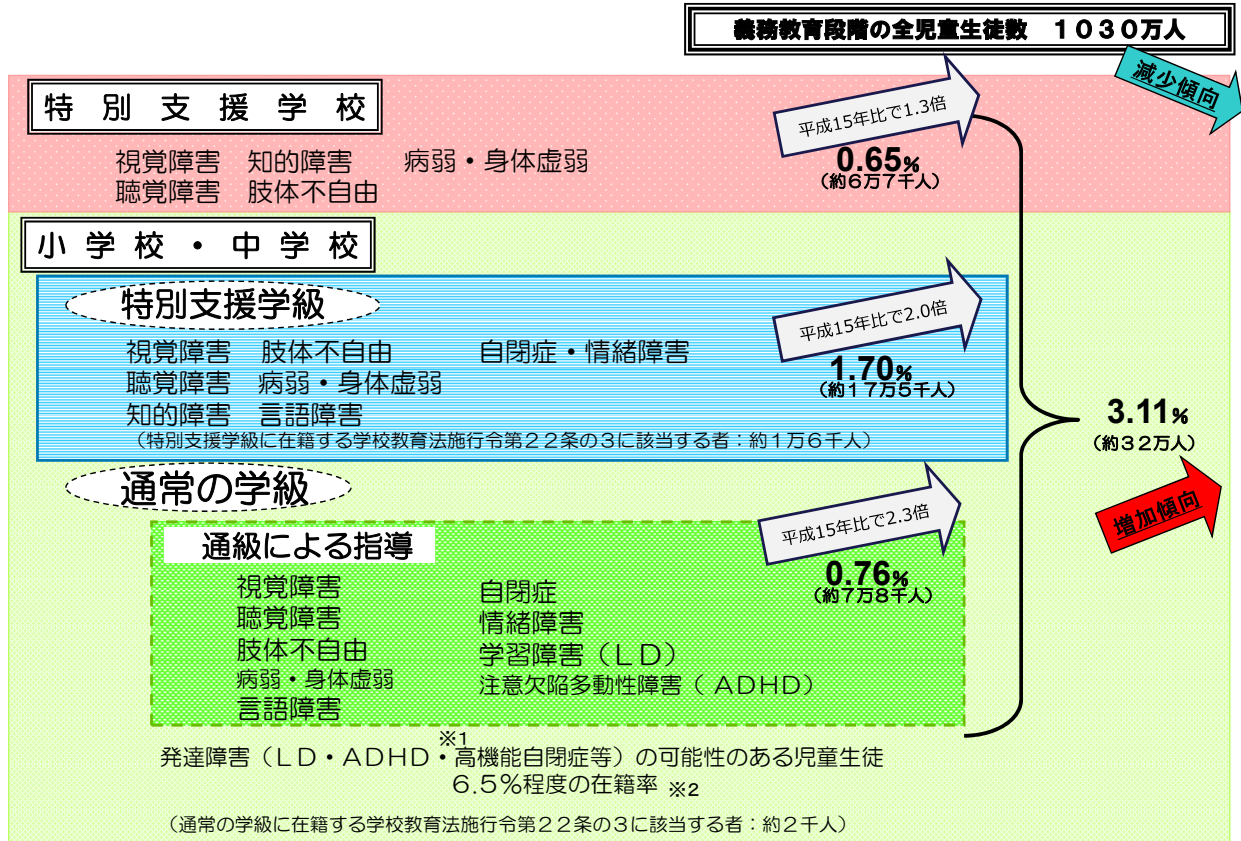
1. 特別支援教育の現状
2. 障害者の権利に関する条約等への対応
3. 平成27年度特別支援教育関係予算等
4. その他

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



## 1. 特別支援教育の現状

# 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

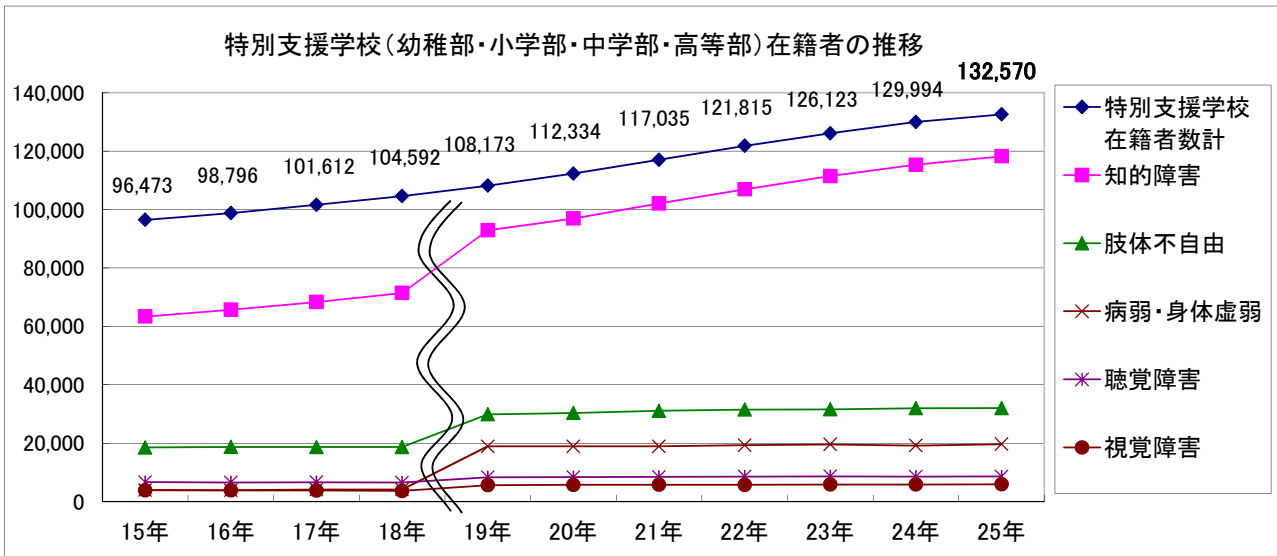


※1 LD(Learning Disabilities):学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害  
 ※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(※2を除く数値は平成25年5月1日現在)

# 特別支援学校の現状(平成25年5月1日現在)

○ 特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の上限は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

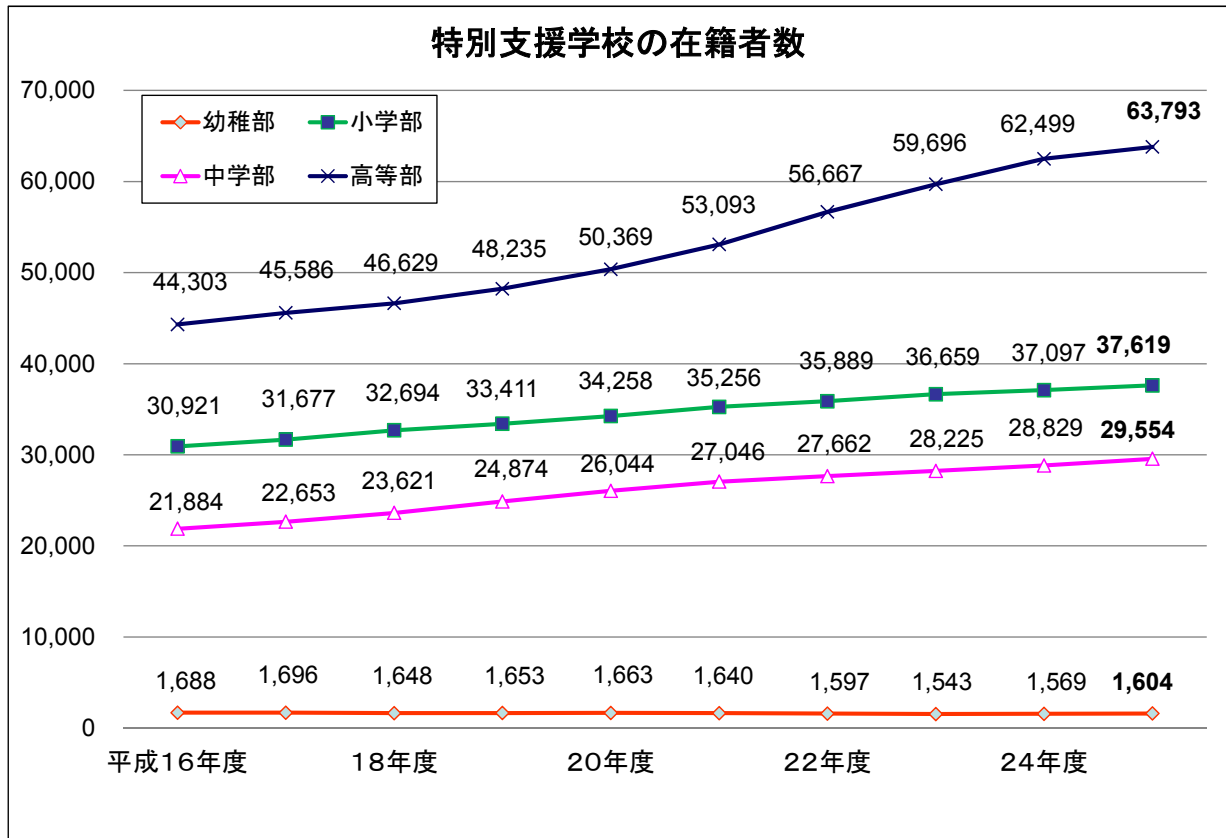


	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	120	706	334	143	1,080
在籍者数	5,940	8,624	118,225	32,050	19,653	132,570

※注: 在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種別以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注: 学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

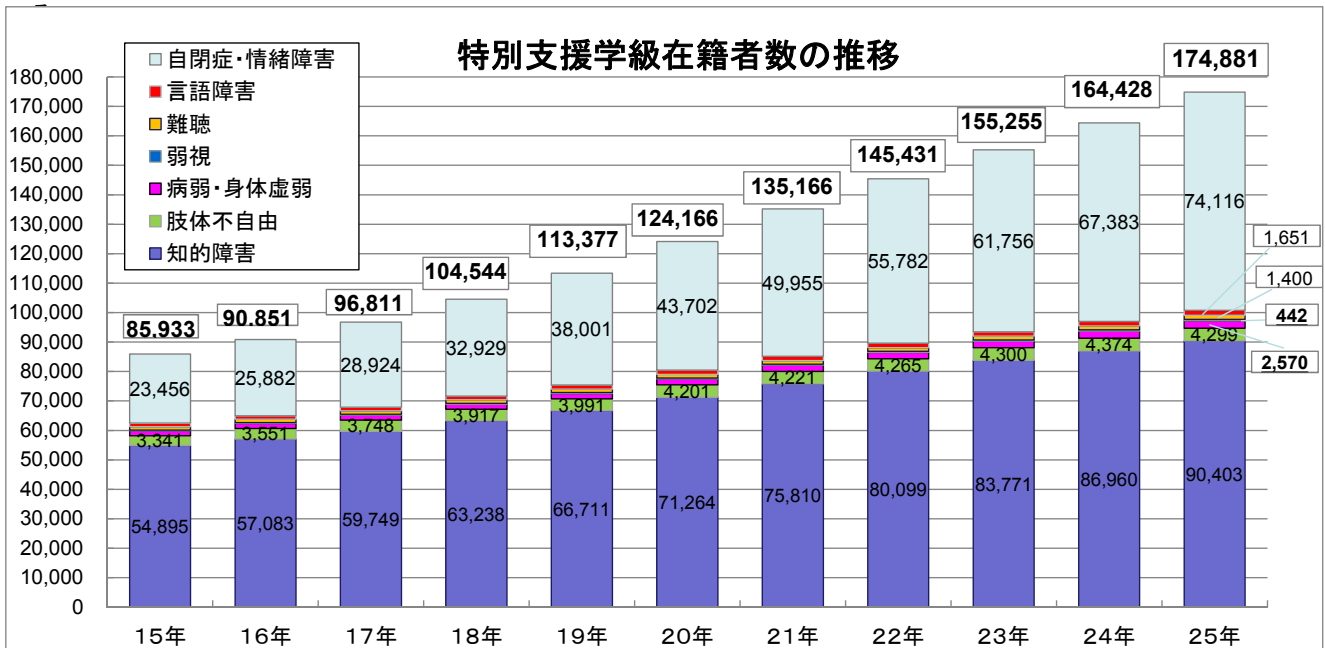
## 特別支援学校の現状(平成25年5月1日現在)



-4-

## 特別支援学級の現状(平成25年5月1日現在)

○ 特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限(公立))であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級があ

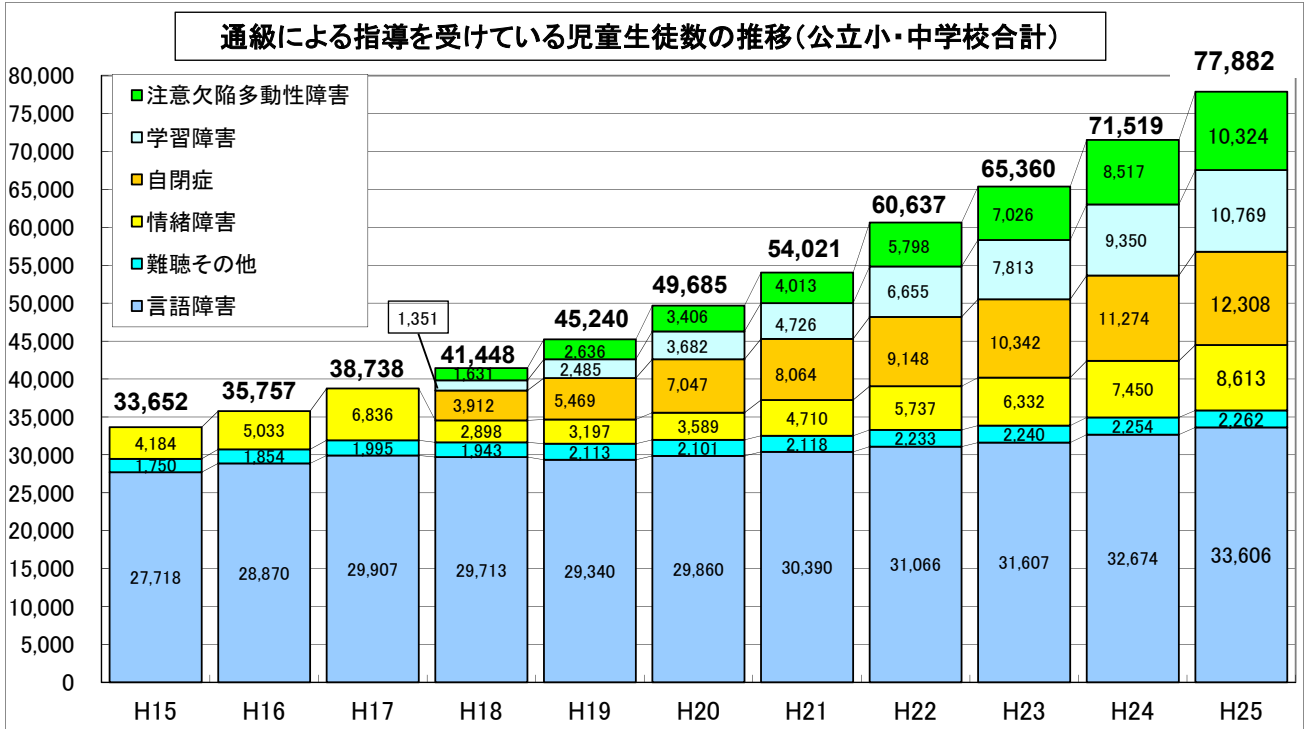


	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	23,912	2,706	1,488	365	888	562	19,822	49,743
在籍者数	90,403	4,299	2,570	442	1,400	1,651	74,116	174,881

-5-

# 通級による指導の現状(平成25年5月1日現在)

○ 通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴など。



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

-6-

## 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要)

平成24年12月公表(文部科学省調査)

【調査内容】複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況、及び受けている支援の状況等。

○知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合(表1より)

	推定値(95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%~6.8%)
学習面で著しい困難を示す A: 学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
行動面で著しい困難を示す B: 「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す A かつ B	1.5% (1.3%~1.6%)
B かつ C	0.7% (0.6%~0.8%)
C かつ A	0.5% (0.5%~0.6%)
A かつ B かつ C	0.4% (0.3%~0.5%)

図1 学習面

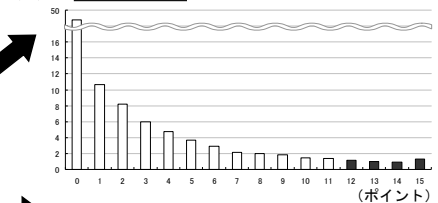


図2 行動面(不注意、多動性-衝動性)

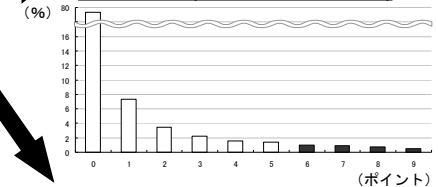
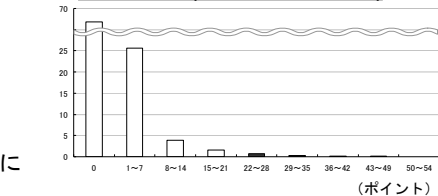


図3 行動面(対人関係やこだわり等)



※調査対象: 全国(岩手、宮城、福島を除外)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査(標本児童生徒数: 53,882人(小学校: 35,892人、中学校: 17,990人)、回収率は97%)

※留意事項: 担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

-7-

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」  
の補足調査（調査報告）より抜粋 （独）国立特別支援教育総合研究所

文部科学省が平成24年12月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の協力者会議において、今後の調査研究に委ねる必要性があることが指摘された4点について、文部科学省の協力の下、国立特別支援教育総合研究所において補足調査を実施。

【調査1 質問紙調査】

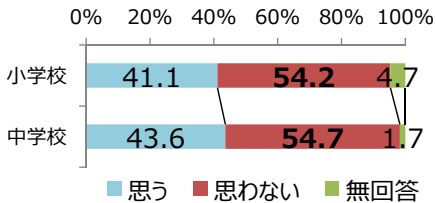
（調査期間）平成25年6月（調査対象）96校（全特協等を通じ選定された、各都道府県の通級指導教室が設置された小学校45校及び中学校40校、並びにインタビュー調査対象の小学校5校及び中学校6校）の校長等管理職、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教員及び通常の学級担任（回収率）94.8%

【調査2 インタビュー調査】

（調査期間）平成25年7月～9月（調査対象）首都圏を中心とし、発達障害を対象とする通級指導教室を設置する小学校、中学校の質問紙調査回答者

I 「児童生徒の困難の状況」について

① 推定値6.5%以外にも、何らかの困難を示し、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性について



「6.5%の結果は学校の現状とほぼ一致すると思うか」の問いに対する回答

現状と一致すると思わないと回答した者(左図参照:小学校54.4%, 中学校54.7%)のうち、小学校で82.7%,中学校で76.6%が推定値6.5%より多いと回答。

【理由】

- ・教員が「困難の状況」をどのように捉えているかにより割合が変わる。
  - ・知的発達に遅れのある児童生徒が在籍している。
- 等の可能性が推察された。

② 学年が上がるにつれ、学習面、各行動面で著しい困難を示すことされた児童生徒の割合が小さくなる傾向がある理由（特に、学習面（右表のA）において最も顕著である理由）（→※1）

- ・児童生徒が学習習慣・生活習慣を身につけることで、困難さが目立たなくなり教員が困難を把握しにくくなる。
  - ・質問項目の内容について、学習スキルを習得していくことにより、学習面の困難が最も小さくなる傾向。
- 等の可能性が考察された。

H24文科省調査結果

（※1）知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すことされた児童生徒の学校種、学年別集計（表6より）

	推定値	推定値		
		A	B	C
小学校	7.7%	5.7%	3.5%	1.3%
1年	9.8%	7.3%	4.5%	1.5%
2年	8.2%	6.3%	3.8%	1.5%
3年	7.5%	5.5%	3.3%	1.0%
4年	7.8%	5.8%	3.5%	1.2%
5年	6.7%	4.9%	3.1%	1.1%
6年	6.3%	4.4%	2.7%	1.3%
中学校	4.0%	2.0%	2.5%	0.9%
1年	4.8%	2.7%	2.9%	0.8%
2年	4.1%	1.9%	2.7%	1.0%
3年	3.2%	1.4%	1.8%	0.9%

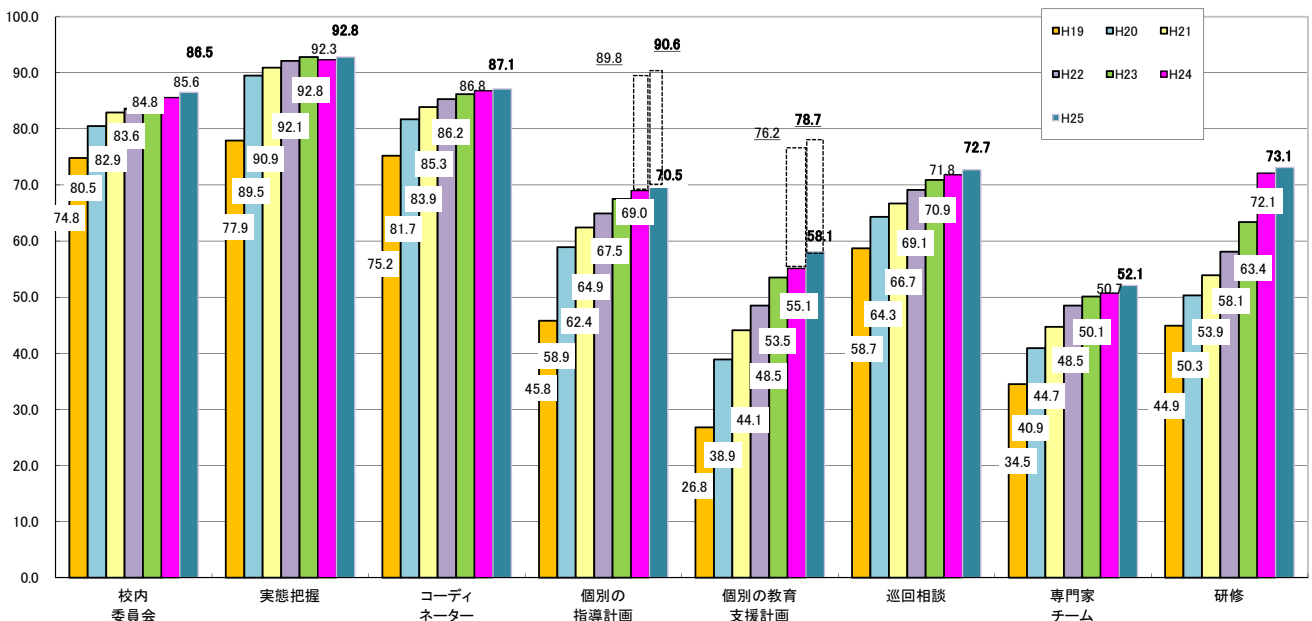
※補足調査全体版は特総研HPに掲載

学校における支援体制の整備状況・課題①

(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

- 全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率—全国集計グラフ(平成19～25年度)



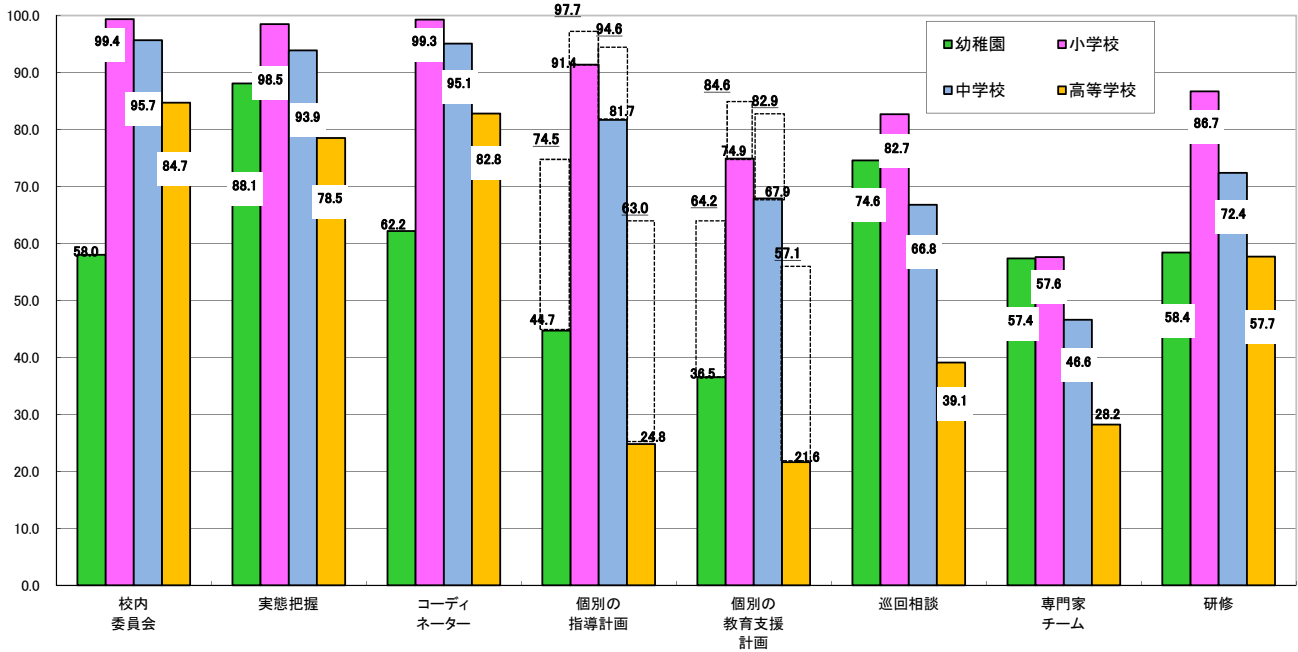
※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

## 学校における支援体制の整備状況・課題②

### (2) 幼稚園、小・中学校、高等学校別の状況

●小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は課題である。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成25年度)



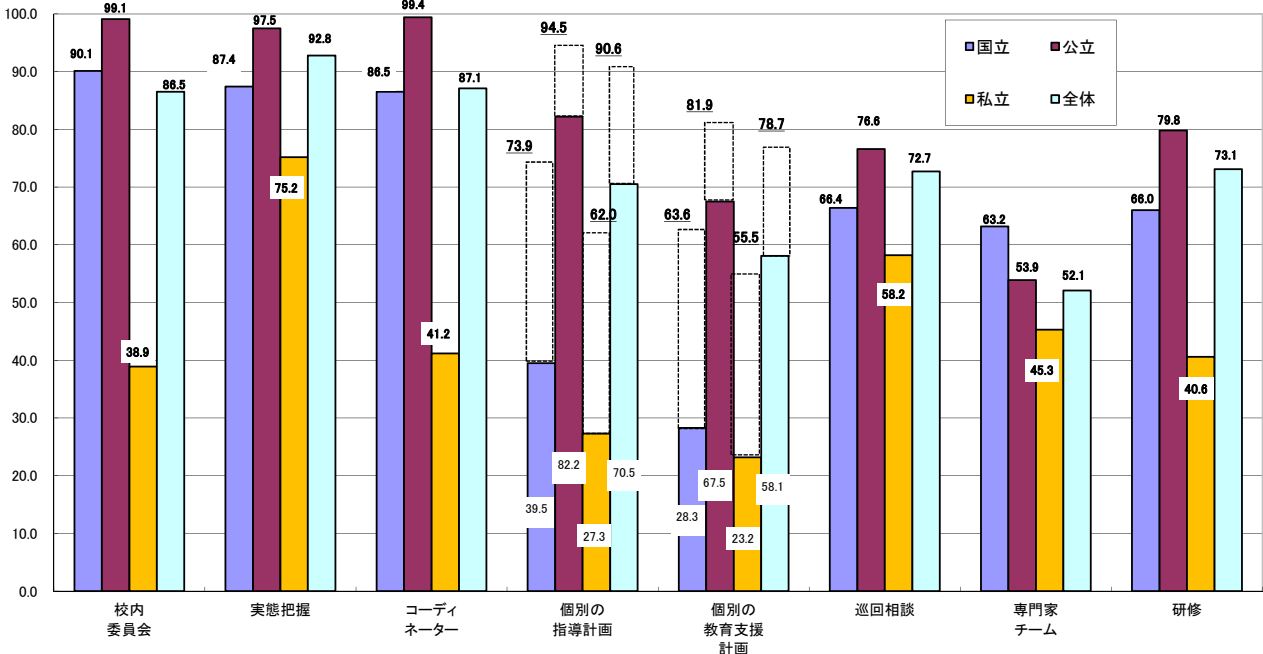
※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

## 学校における支援体制の整備状況・課題③

### (3) 国公立別の状況

●国公立別で比較すると、全体的に私立学校の体制整備が課題である。

国公立別・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成25年度)

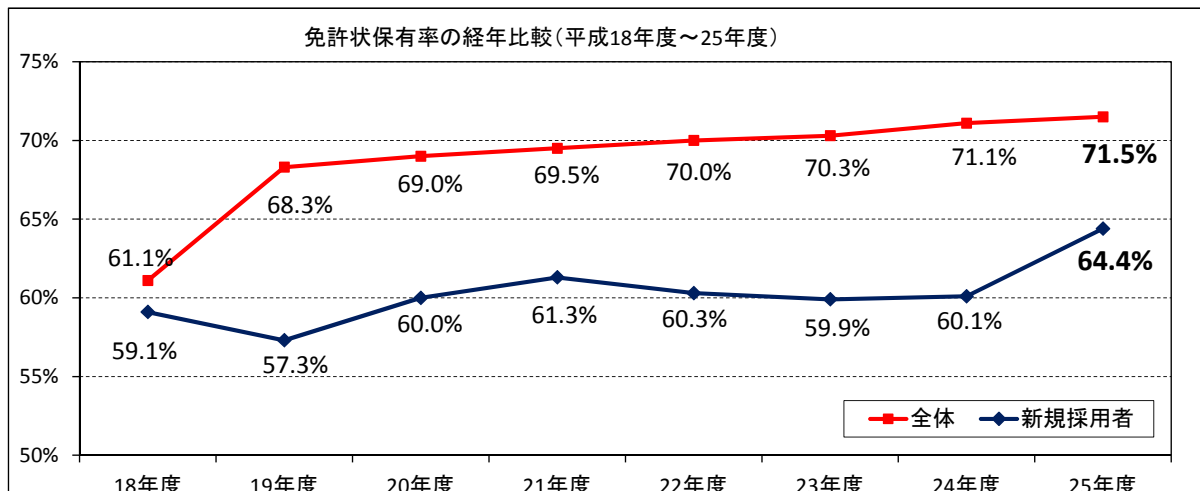


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

## 特別支援学校教諭等免許状の保有状況

### 特別支援学校教諭等免許状の保有状況 (特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(平成25年度)
- ・免許状保有者の採用・配置、非保有者への認定講習の受講促進など、計画的な取組が必要



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
平成19年度～25年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

-12-

## 特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況①

- ・就職者の割合27.7%(H15 19.4%)、施設・医療機関の割合63.9%(H15 56.6%)。
- ・福祉、労働等関係機関との連携を図り、職業教育・進路指導を充実することが必要。

(平成25年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
特別支援学校高等部 計	19,439	482 (2.5%)	436 (2.2%)	5,387 (27.7%)	12,422 (63.9%)	712 (3.7%)
視覚障害	389	115 (29.6%)	8 (2.1%)	52 (13.4%)	171 (44.0%)	43 (11.1%)
聴覚障害	502	199 (39.6%)	33 (6.6%)	187 (37.3%)	71 (14.1%)	12 (2.4%)
知的障害	16,387	83 (0.5%)	302 (1.8%)	4,952 (30.2%)	10,543 (64.3%)	507 (3.1%)
肢体不自由	1,772	42 (2.4%)	49 (2.8%)	126 (7.1%)	1,465 (82.7%)	90 (5.1%)
病弱・身体虚弱	389	43 (11.1%)	44 (11.3%)	70 (18.0%)	172 (44.2%)	60 (15.4%)

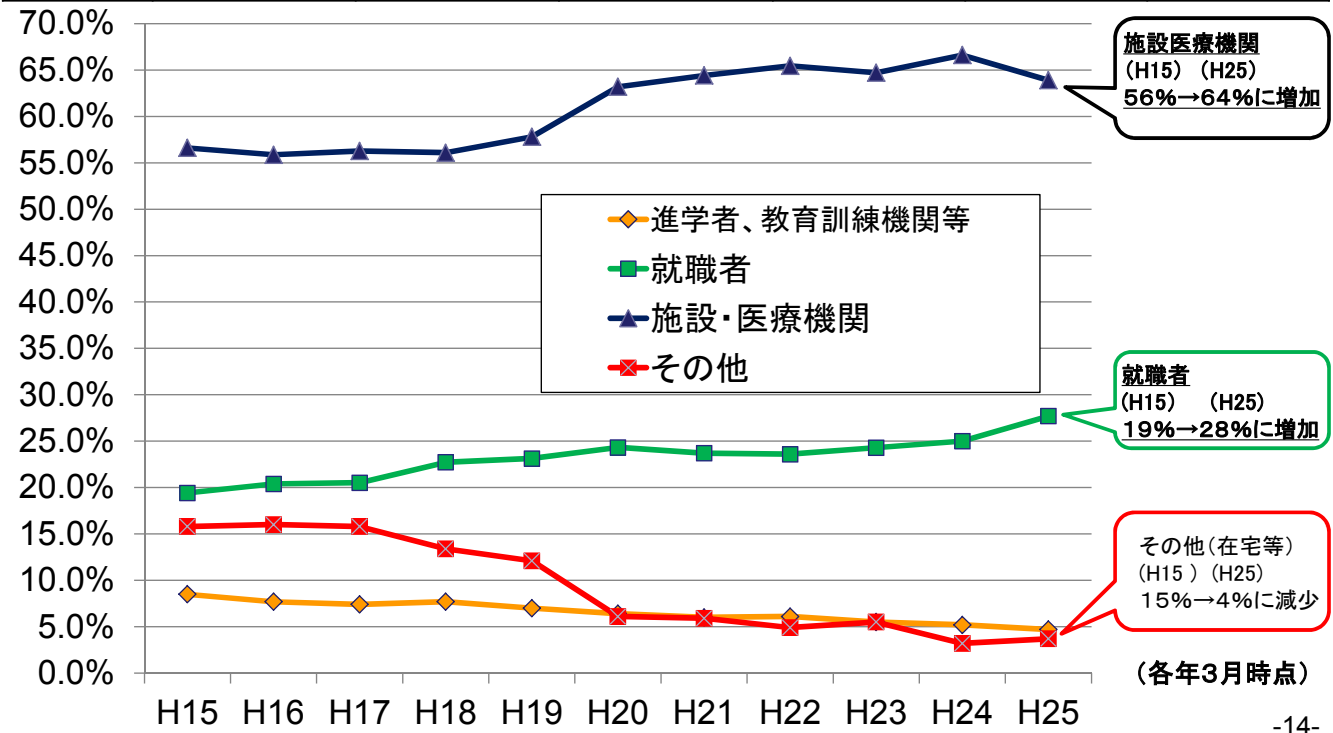
※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

-13-

## 特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況②

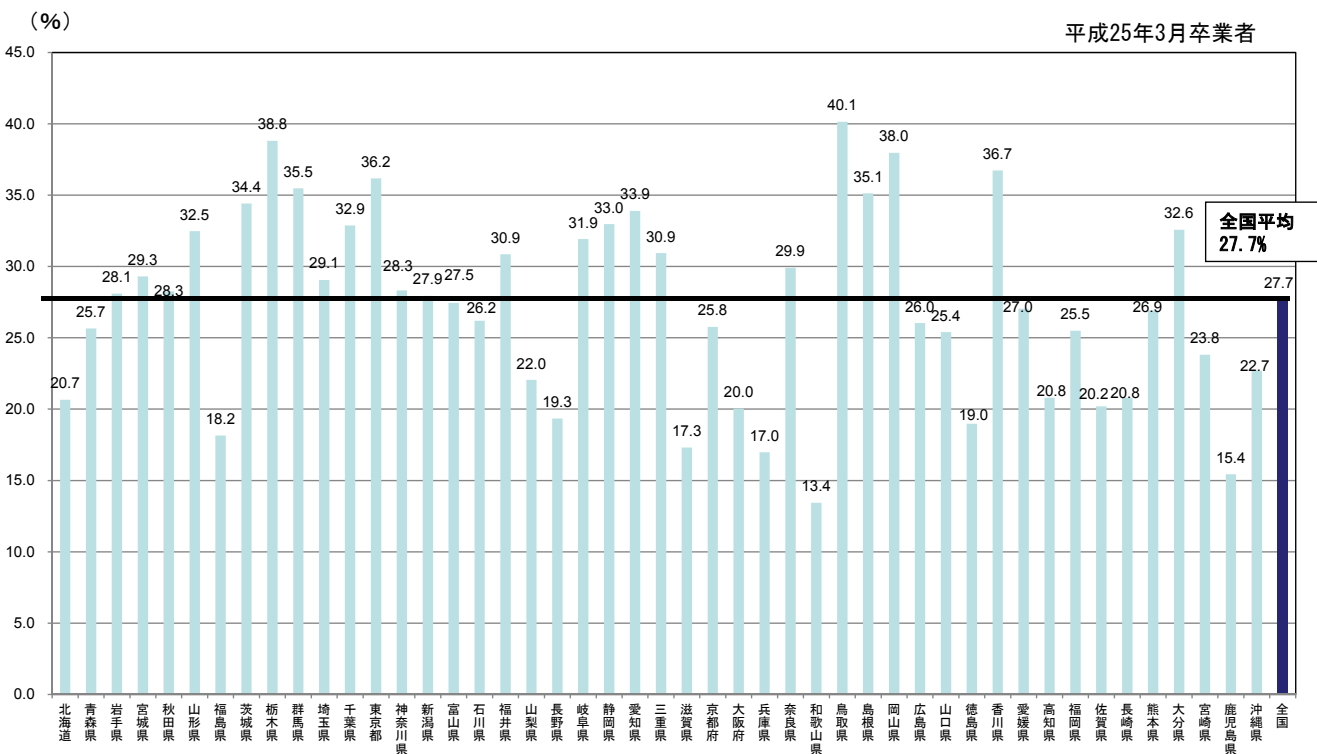
平成25年3月卒業生

区分	卒業生	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
計	19,439人	482人 (2.5%)	436人 (2.2%)	5,387人 (27.7%)	12,422人 (63.9%)	712人 (3.7%)



-14-

## 特別支援学校高等部卒業生の就職率の状況(都道府県別)



-15-



# 特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果(H25.5.1現在)

## ①特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数

区分	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(名)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部 <sup>※1</sup>	合計
通学生	36	2,877	1,439	1,302	5,654
訪問教育(家庭)	0	606	247	258	1,111
訪問教育(施設)	0	183	99	153	435
訪問教育(病院)	0	286	145	211	642
<b>合計</b>	<b>36</b>	<b>3,952</b>	<b>1,930</b>	<b>1,924</b>	<b>7,842</b>
在籍者数(名) <sup>※2</sup>	1,480	36,614	28,597	60,829	127,520
割合(%)	2.4%	10.8%	6.7%	3.2%	6.1%

※ 公立の特別支援学校を調査対象としている。

※1 高等部の専攻科は除く。

※2 平成25年度学校基本調査による。

## ②特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数・看護師数等の推移

	医療的ケア対象 幼児児童生徒		看護師 数(名)	教員 数(名) ※2
	在籍校 数(校)	幼児児童 生徒数(名)		
平成21年度	600	6,981	925	3,520
平成22年度	607	7,306	1,049	3,772
平成23年度 <sup>※1</sup>	580	7,350	1,044	3,983
平成24年度	615	7,531	1,291	3,236
<b>平成25年度</b>	<b>615</b>	<b>7,842</b>	<b>1,354</b>	<b>3,493</b>

※1 岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外

※2 平成24年度からは、認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数

(調査期日は平成24年度:10月1日現在、

平成25年度:9月1日現在)

## ③小中学校における医療的ケアが必要な児童生徒数

小学校		中学校			小・中学校計			
通常の学級	特別支援学級	通常の学級	特別支援学級		通常の学級	特別支援学級		
257	418	675	46	92	138	303	510	<b>813</b>

※ 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)を調査対象としている。

※ 「医療的ケアが必要な児童生徒」とは、小・中学校において日常的に、看護師や保護者などから、経管栄養やたんの吸引などの医行為を受けている者である。(本人が行うものを除く)

-16-

# 特別支援学校における教室不足の解消について(平成27年2月)

(各都道府県教育委員会施設主管課長及び特別支援教育主管課長あて、施設助成課及び特別支援教育課長連名通知)

○新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応等、教室不足の解消に引き続き取り組みたい。

○増加傾向にある児童生徒数を的確に把握し、解消計画を順次策定・更新するなど、学校現場と調整の上、教育上支障がでないよう適切な対応をお願いしたい。

(平成26年度に、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助制度を創設。)

## 公立特別支援学校における教室不足の現状

(平成26年10月1日現在)

番号	都道府県名	不足教室数	番号	都道府県名	不足教室数	番号	都道府県名	不足教室数
1	北海道	108	17	石川県	0	33	岡山県	26
2	青森県	70	18	福井県	4	34	広島県	61
3	岩手県	72	19	山梨県	42	35	山口県	50
4	宮城県	75	20	長野県	52	36	徳島県	51
5	秋田県	2	21	岐阜県	110	37	香川県	19
6	山形県	35	22	静岡県	254	38	愛媛県	32
7	福島県	47	23	愛知県	277	39	高知県	27
8	茨城県	178	24	三重県	65	40	福岡県	92
9	栃木県	125	25	滋賀県	97	41	佐賀県	16
10	群馬県	56	26	京都府	56	42	長崎県	17
11	埼玉県	208	27	大阪府	72	43	熊本県	183
12	千葉県	298	28	兵庫県	124	44	大分県	10
13	東京都	255	29	奈良県	44	45	宮崎県	41
14	神奈川県	337	30	和歌山県	61	46	鹿児島県	0
15	新潟県	101	31	鳥取県	27	47	沖縄県	12
16	富山県	3	32	島根県	71	<b>合計</b>	<b>3,963(※4,271)</b>	

※( )は平成25年10月1日現在

(注) 福島県については、現在も東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があるが、その影響についてもそのまま反映させた。

-17-

## 2. 障害者の権利に関する 条約等への対応

-18-

### 障害者の権利に関する条約(教育関係)

#### 目的

- 障害者の人権・基本的自由の享有の確保
- 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

#### 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月 日本国署名
- ・平成20年 5月 条約発効
- (この間、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正など)
- ・平成26年1月20日 日本国批准(発効は2月19日)

#### 教育部分(第24条)

- 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、**障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels)** 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
  - 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
  - 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
  - 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
  - 個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation) が提供されること。
  - 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
  - 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

-19-

## (参考)特別支援教育の歴史

- ・昭和22年－学校教育法制定(盲・聾・養護学校、小・中学校の特殊学級 → 制度化)
- ・昭和23年－盲・聾学校 就学義務化
- ・昭和54年－養護学校 就学義務化(及び訪問教育の本格実施)
- ・平成 5年－「通級による指導」制度化
- ・平成14年－就学制度改正(「認定就学」制度化等)
- ・平成17年－発達障害者支援法制定
- ・平成18年－LD、ADHDも通級の対象(※併せて自閉症を明記)
- ・平成19年－特別支援教育の本格的実施(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)  
→特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換。盲・聾・養護学校から特別支援学校、特別支援学校のセンター的機能、小中学校等における特別支援教育 など
- ・平成19年－障害者権利条約署名(インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮など)
- ・平成21年－特別支援学級の対象に自閉症を明記
- ・平成23年－障害者基本法改正(障害者権利条約への対応(十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮、本人・保護者の意向を可能な限り尊重など))
- ・平成24年－中教審報告初中分科会報告(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 → 就学相談・就学先決定の在り方、合理的配慮、多様な学びの場の整備、教職員の専門性向上 など)
- ・平成25年－障害者差別解消法制定(合理的配慮提供の法的義務など(施行日:一部を除きH28.4))  
－就学制度改正(「認定就学」制度廃止、総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重) など)
- ・平成26年－障害者権利条約批准

-20-

## 中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月) ～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

### 内 容

#### 1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

#### 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

#### 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

#### 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

#### 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

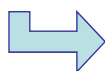
教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

-21-

### ○学校教育法施行令の一部改正(H25.8)

- ・ 障害のある児童生徒の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校への就学を可能としていたこれまでの仕組み(認定就学制度)を改め、新たに、個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することとした。

→「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」の作成(H25.10 文部科学省特別支援教育課)



学校教育法施行令改正の趣旨を解説するとともに、新たな教育相談・就学先決定のモデルプロセス及び障害種別の教育的対応の在り方を示したもの。(※文科省HPよりダウンロード可)

### ○特別支援教育関係予算等の充実

・H24:81億円、H25:99億円、H26:131億円、H27予算額(案):145億円

(→後述)

### ○インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)の開設(→(独)国立特別支援教育総合研究所)

- ・合理的配慮の実践事例データベース
- ・インクルーシブ教育システム構築に関する情報提供

など

-22-

## インクルーシブ教育システムについて(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

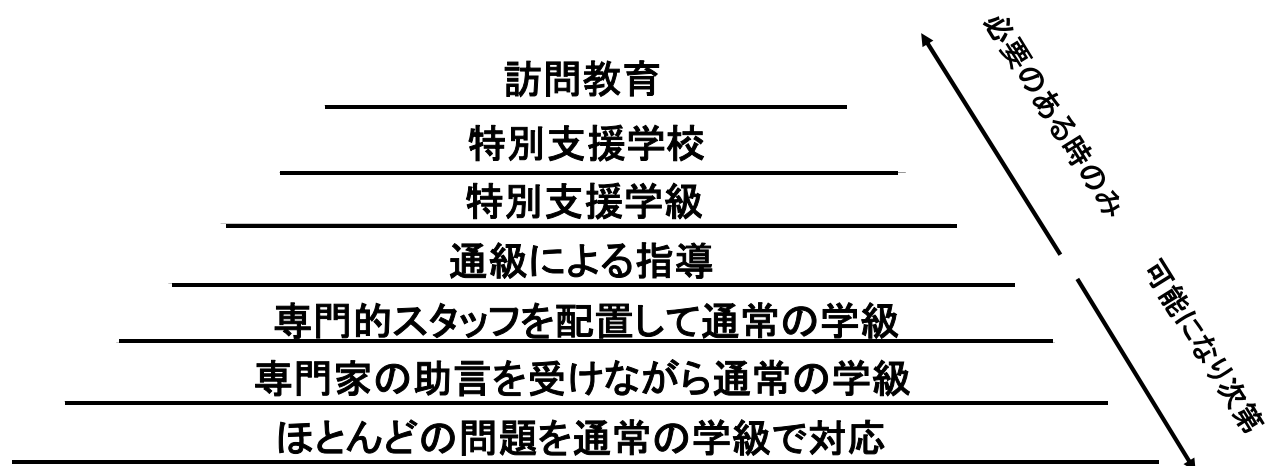
### 【インクルーシブ教育システム】

- 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

-23-

## 多様な学びの場の連続性(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

- 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



-24-

## 合理的配慮について(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

### 【「合理的配慮」について①】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
- ・ 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
  - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
  - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

- 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

-25-

## 【「合理的配慮」について②】

- 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点(※)を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

※中教審報告において、合理的配慮の3観点11項目を整理(後述)

### (参考)障害者差別解消法(H25.6成立、H28.4施行)

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。(第7条第2項)

(※事業者は努力義務) -26-

## 基礎的環境整備について(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

### 【基礎的環境整備について】

- 障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

- 「合理的配慮」の充実を図るため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、「基礎的環境整備」の充実を図っていくことが必要である。

### (参考)障害者差別解消法(H25.6成立、(一部を除き)H28.4施行)

- 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。(第5条)

# 合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」：障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

## 学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

### ①教育内容・方法

#### ①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

#### ①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

### ②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

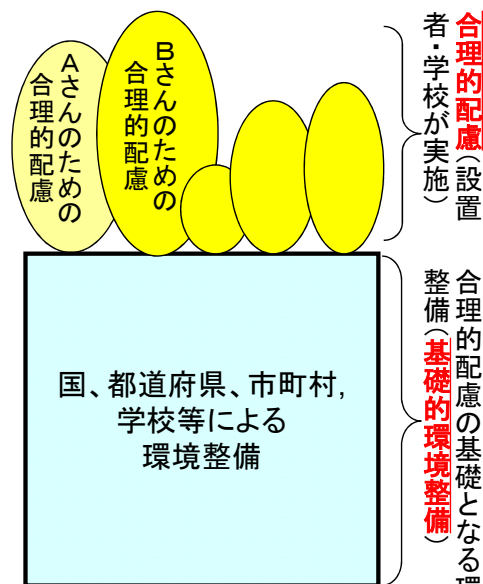
### ③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## 基礎的環境整備(8観点)

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

## 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



# 合理的配慮の観点毎の障害種別の例示配慮(中教審初中分科会報告より)

## (例)①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材(ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。	
視覚障害	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。(聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの(遠くのものや動きの速いもの等)を確認できる模型や写真等)また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。(画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等)
聴覚障害	聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。(分かりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用等)また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。(座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策(使用済みテニスボールの利用等)、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用等)
知的障害	知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。(文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等)
肢体不自由	書字や計算が困難な子供に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子供にはコミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器等)の活用等)
病弱	病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。(友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等)
言語障害	発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。(筆談、ICT機器の活用等)
自閉症・情緒障害	自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。(写真や図面、模型、実物等の活用)また、細かな制作等に苦手が目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
学習障害	読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。(文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等)
注意欠陥多動性障害	聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。(掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり等)
重複障害	(視覚障害と聴覚障害)障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。(補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用等)

※障害種別に応じた「合理的配慮」は、すべての場合を網羅することはできないため、その代表的なものと考えられるものを例示しており、これ以外は提供する必要がないということではない。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)の内容(URL:http://inclusive.nise.go.jp/)

○インクルーシブ教育システム構築を理解するためのコンテンツ

インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&Aの掲載などのコンテンツを整備することで、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供することを目的としています。

1. インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)
- (2) 関連法令・施策
- (3) 関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 成果報告書(概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

4. 「合理的配慮」実践事例データベース

各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行うモデル事業(実施主体:文部科学省)等で得られた事例について、データベース化を行い、提供しています。

DBの活用場面  
入学、進学、転学・転籍、実際の学習場面 など



○フリーワードによる全文検索から出力

例: 通常の学級 補聴器 騒音

○検索項目から出力

- I. 対象児童生徒等の障害種
- II. 対象児童生徒等の障害の程度
- III. 対象児童生徒等の在籍状況等
- IV. 対象児童生徒等の学年
- V. 基礎的環境整備の観点
- VI. 合理的配慮の観点
- VII. 検索キーワード(自由記述)

検索

実践事例  
A

実践事例  
B

実践事例  
C



2. 障害者の権利に関する条約への対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

【再掲】

障害者基本法  
第4条

第1項: 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項: 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項: 国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務  
努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定\*
- 事業者 ⇒ (主務大臣が) 事業分野別の指針(ガイドライン)を策定

\* 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供



## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（H27.2閣議決定）

### 第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

- 1 法制定の背景
- 2 基本的な考え方
  - (1) 法の考え方
  - (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係
  - (3) 条例との関係

### 第3, 4 行政機関等／事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

- 1 基本的な考え方
- 2 対応要領／対応指針
  - (1) 対応要領／対応指針の位置付け及び作成手続き
  - (2) 対応要領／対応指針の記載事項
- 3 地方公共団体等における対応要領に関する事項  
【※対応要領のみ】
- 3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】

### 第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

- 1 法の対象範囲
  - (1) 障害者
  - (2) 事業者
  - (3) 対象分野
- 2 不当な差別的取扱い
  - (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方
  - (2) 正当な理由の判断の視点
- 3 合理的配慮
  - (1) 合理的配慮の基本的な考え方
  - (2) 過重な負担の基本的な考え方

### 第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 1 環境の整備
- 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
- 3 啓発活動
  - (1) 行政機関等における職員に対する研修
  - (2) 事業者における研修
  - (3) 地域住民等に対する啓発活動
- 4 障害者差別解消支援地域協議会
  - (1) 趣旨
  - (2) 期待される役割
- 5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項
  - (1) 情報の収集、整理及び提供
  - (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

-32-

## 3. 平成27年度特別支援教育関係予算案等

# 障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実

平成27年度予算額(案) 145億円 (平成26年度予算額131億円)

就学期前

(早期支援)

## ○早期からの教育相談・支援体制構築事業 336百万円(335百万円)

障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組を支援する。  
40箇所 早期支援コーディネーター 約120人配置



(教職員の専門性向上)

## ○【拡充】特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 292百万円(14百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施するとともに、その環境整備を行う。  
◆指導者養成講習会等の実施(拡充) 15箇所→27箇所 ◆免許状取得促進セミナーの開催(新規) 6箇所  
◆ICTを活用した教員の専門性向上充実事業、障害者スポーツに関する教員研修のための施設整備(新規)(特総研)



(発達障害にかかる支援)

## ○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 586百万円(586百万円)

### ◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 71百万円

発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に向けた取組の1つとして、教育委員会等が主体となり、新たに各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法・時期等に関する調査研究事業を行うことで特別支援教育の充実を図る。 15箇所  
◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置  
◆発達障害理解推進拠点事業 30箇所 ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 7大学



(インクルーシブ教育システムの構築・障害者理解の推進)

## ○インクルーシブ教育システム構築モデル事業等 831百万円(989百万円)

### ◆【新規】学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進 147百万円

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、相互に人格と個性を尊重・理解し合える共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行ったり、障害者アスリート等の体験談を聞いたりするなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。 25箇所  
◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業 35箇所 ◆特別支援学校機能強化モデル事業 25箇所 ◆看護師配置事業等



(学習上の支援及び教材の開発)

## ○学習上の支援機器等教材活用促進事業 497百万円(584百万円)

◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 ◆支援機器等教材を活用した指導方法充実事業  
◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等



(高等学校段階における支援)

## ○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 388百万円(449百万円)

◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 35箇所・就職支援コーディネーター 約35人配置  
◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置



(就学の支援)

## ○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 11,583百万円(10,151百万円)

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要経費を援助する。  
◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充(高校就学支援金制度見直しの学年進行対応)

※【拡充】教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 100人 ※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率:1/3等

-34-

# インクルーシブ教育システム構築事業

(平成26年度予算額 1,324百万円)

平成27年度予算額(案) 1,167百万円

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの整備、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を行う。さらに、引き続き医療的ケアのための看護師配置等を行う。

就学期以前

小・中学校

高等学校

◆早期からの教育相談・支援体制の構築  
(40地域・早期支援コーディネーター約120人の配置)

◆インクルーシブ教育システム構築モデル事業  
(60地域・合理的配慮協力員約70人の配置)

・特別な支援が必要となる可能性のある子供及びその保護者に対し、早期から情報提供や相談会の実施等に取り組み、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定する。

市町村 都道府県

教育 保育 福祉 保健 医療 ...

○連携協議会の開催

○専門的な助言、研修

早期支援コーディネーター  
<実践イメージ>

○早期からの情報提供  
○相談会の実施  
○就学移行期等の支援

保護者・子供 円滑な就学

○幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実に関する拠点地域・学校における調査研究(35地域)

・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム(通級による指導等の活用を含む)の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施。

・小・中において、インクルーシブ教育システムを特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。

・特別支援学校と小・中・高において、インクルーシブ教育システムを特別支援学校と通常の学級の交流及び共同学習の形で追求する。

・インクルーシブ教育システムを域内(市町村又は複数の市町村)の教育資源(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)を活用する形で追求する。

取組の収集・蓄積

◆インクルーシブ教育システム構築データベース(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)[運営費交付金に計上]

・合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムに先導的な取組を実施している拠点地域・学校での取組についてデータベースを整備し、普及促進と共有化を図る。

◆「合理的配慮」普及推進セミナーの開催(文部科学省・6ブロックで実施)

・教育委員会や学校関係者に対して、合理的配慮に関する関連知識の習得と情報共有による、就学事務の円滑化を図るため、セミナー等を開催。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進(25箇所)【新規】

・障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリート等の体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。

◆就学奨励費の支給対象拡大  
(特別支援教育就学奨励費負担等に計上)

・就学奨励費の支給対象を拡大し、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の就学を支援する。

◆医療的ケアのための看護師配置(約330人)

・特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子供に対応するため看護師を配置する。(1/3補助)

◆特別支援学校機能強化モデル事業  
(25地域・ST,OT,PT,心理学の専門家等約500人の配置)

・複数の特別支援学校が連携し、機能別等の役割分担をしながらセンター的機能の機能強化を図る。都道府県・指定都市教育委員会は、そのために必要な専門家(ST,OT,PT,心理学の専門家等)を特別支援学校等に派遣する。また、キャリア・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応も行う。

・視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱について、各県ごとの教育資源が少数しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、専門性向上も含めた体制整備を促進する。

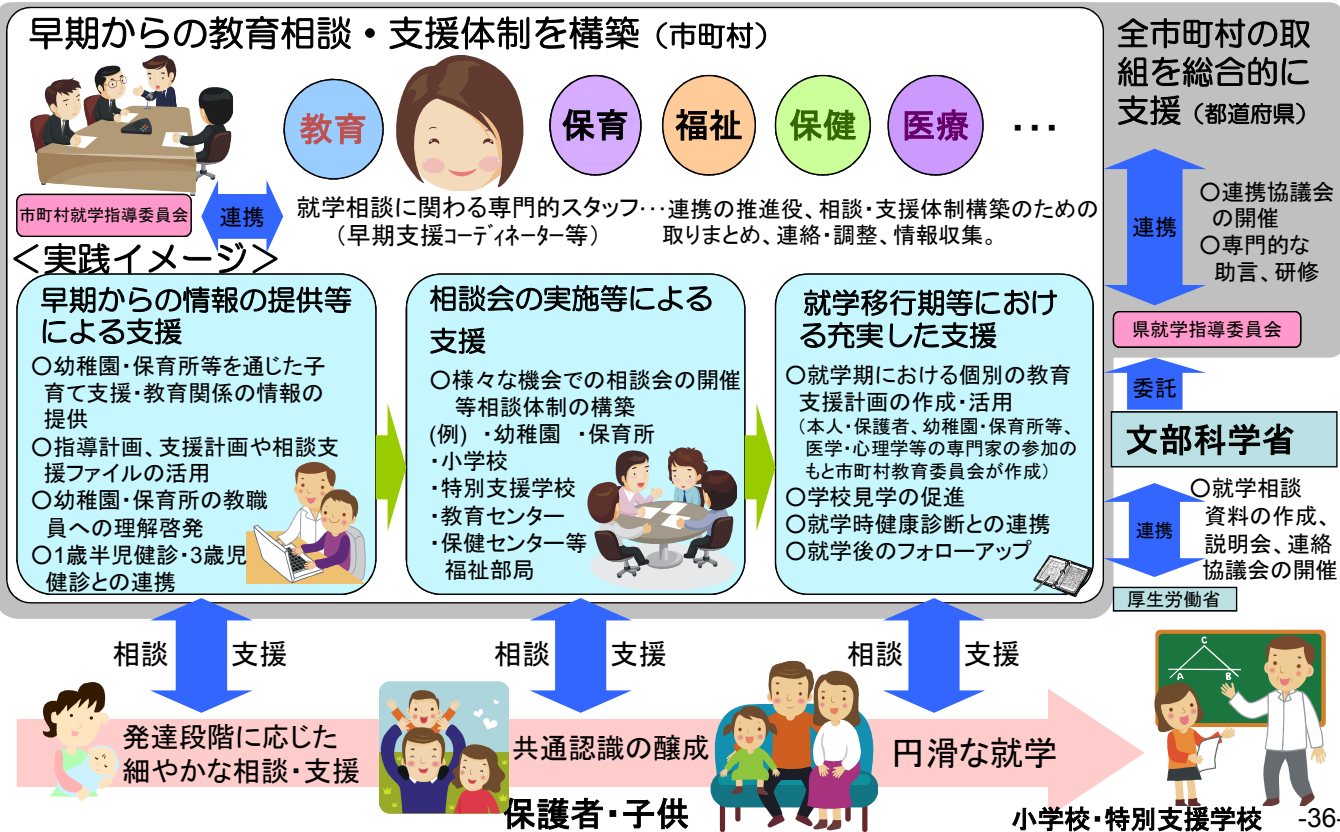
## 特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)

-35-

# 早期からの教育相談・支援体制構築事業

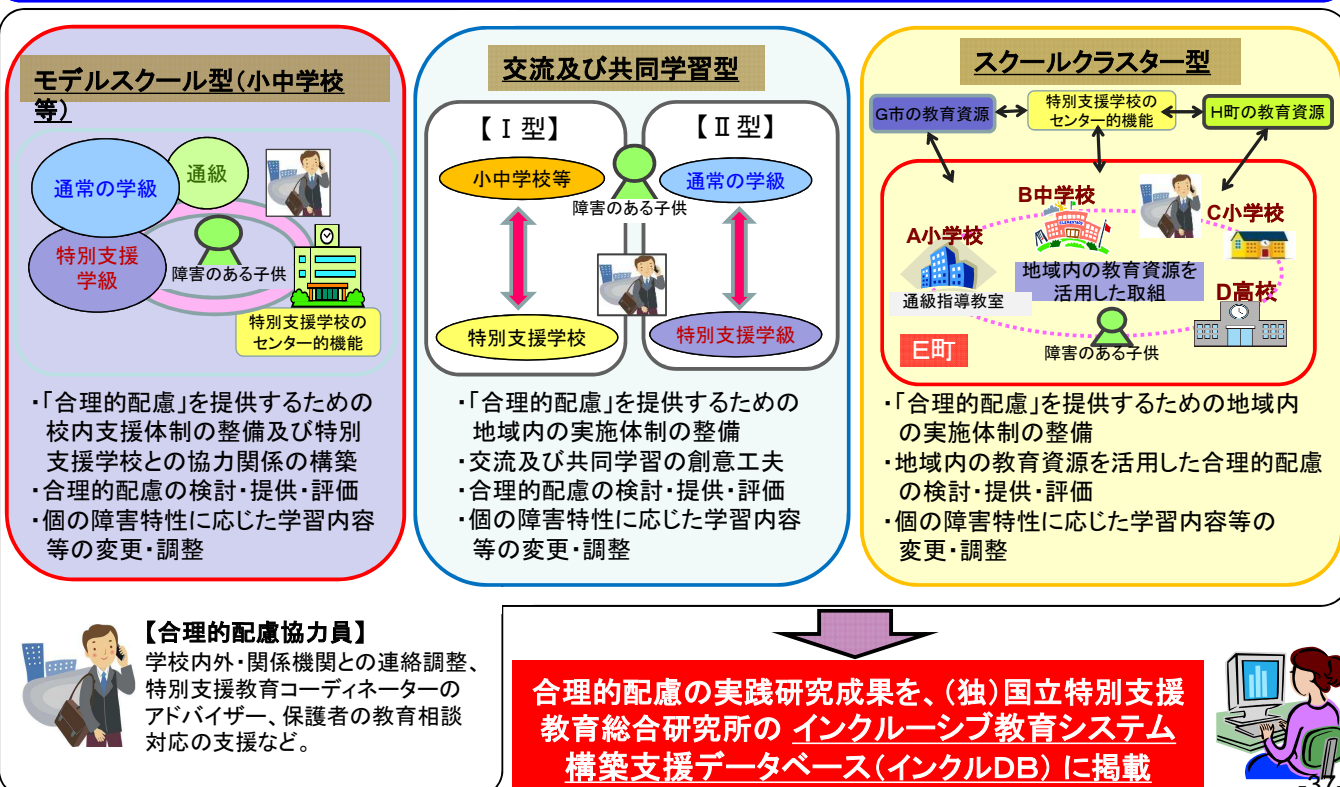
【H26 40地域 → H27予算(案) 40地域】

改正障害者基本法を受け、特別な支援が必要となる可能性のある子供及びその保護者に対し、各市町村が早期から情報の提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築するとともに、各都道府県は、市町村の取組や体制の構築を総合的に支援する。



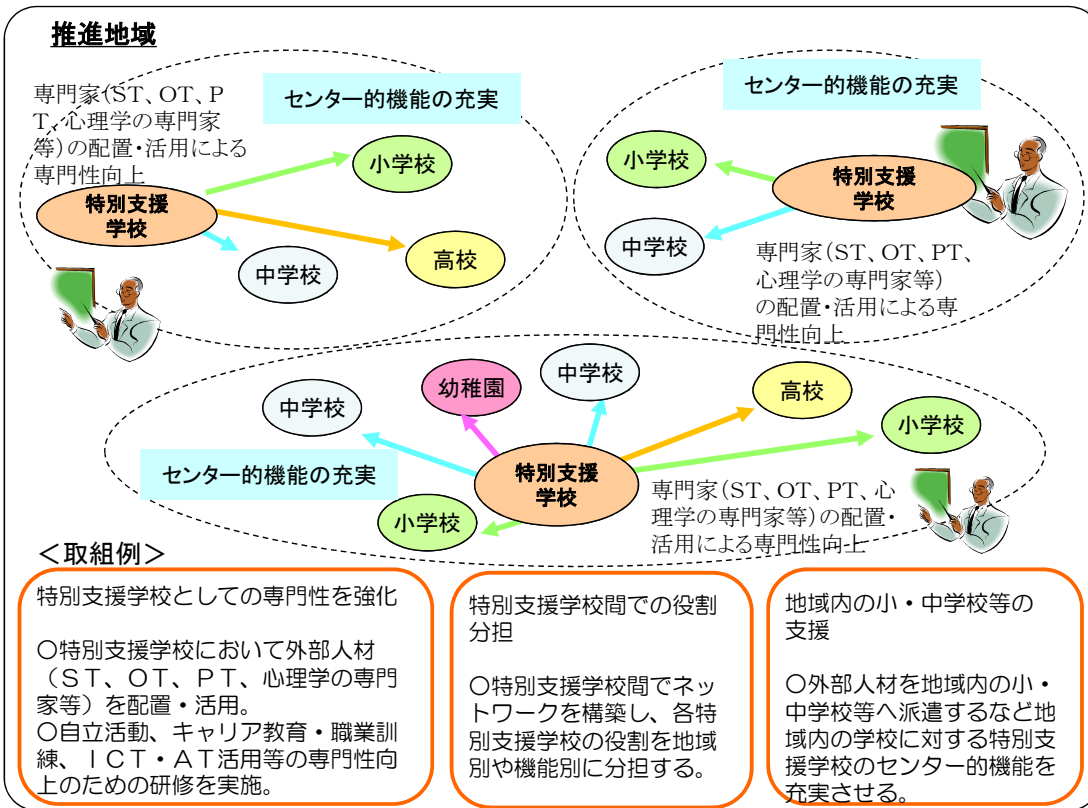
# インクルーシブ教育システム構築モデル事業 【H26 65地域 → H27予算(案) 35地域】

【目的】 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及するもの



①特別支援学校のセンター的機能充実事業

【目的】特別支援学校において外部人材(ST、OT、PT、心理学の専門家等)の配置・活用や専門性向上のための研修等を実施し、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させる



地域の取組を総合的に支援

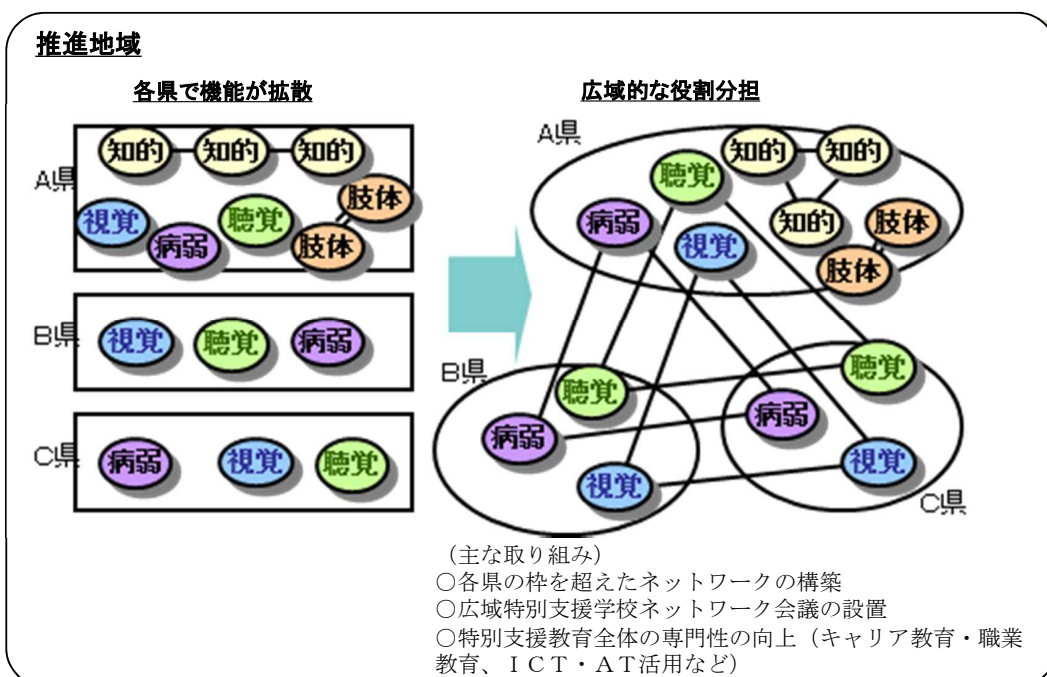
(都道府県・指定都市教育委員会等)



文部科学省

②特別支援学校のネットワーク構築事業

【目的】視覚障害、聴覚障害、病弱・身体虚弱等について、各県ごとの教育資源が少数しか存在しないことから、広域的な取組を促すことにより、体制整備を促進する。また、広域的な取組により、キャリア教育・職業教育、ICT・AT(アシスティブ・テクノロジー)活用など、今日的課題に対応するための専門性の向上を図る。



地域の取組を総合的に支援

(都道府県・指定都市教育委員会等)



文部科学省

# 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進

平成27年度予算額(案) 147百万円(新 規)

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリート等の体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。

障害のある子供とない子供が障害者スポーツの楽しさを共に味わい、障害のある人の社会参加や障害に対する理解を深めることにつながるような取組を推進

地域の取組を総合的に支援

(都道府県・市町村教育委員会等)

## ■障害者スポーツ体験型

障害者スポーツでは、障害の種類により競技ルールや用具等が異なるなど、様々な工夫がなされている。用具の形状について学んだり、実際に夏季・冬季パラリンピック競技種目等の障害者スポーツを体験したりすることで、障害に対する理解を深めるとともに、相互理解を推進し、社会参加の在り方を考察する。



## ■障害者アスリート等との交流型

障害者アスリート等を学校等に招き、交流の機会を設けることにより、アスリート一人一人が努力で培った技術力や迫力あるプレーに触れること等を通して、障害に対する理解を深める。



委託

文部科学省

●委託先件数 25箇所

子供たちの社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する共生社会の実現を目指す

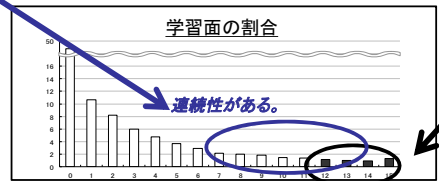
## 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

①発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成27年度予算額(案) 452百万円(平成26年度予算額 438百万円)

### 背景

- 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)** 程度の割合で在籍している(平成24年12月文部科学省調査)。
- これらの児童生徒以外にも、**困難があり教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある。**
- また、低学年では学習面や行動面の問題は見えやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要。**
- さらに、各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげる事が重要。**

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



◎ 発達障害早期支援研究事業 381百万円

・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。 40地域、5大学(発達障害支援アドバイザー約80人配置)

- 学習面(「読む」「書く」等)や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
- 放課後補充指導等の学習面での配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面での配慮による指導方法の工夫
- 適切な実態把握等による早期支援の在り方 など

就労支援段階



幼稚園段階



小学校段階



中学校段階



高等学校段階



大学等段階



保育所段階



◎ 系統性のある支援研究事業 71百万円(新規)

・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を実施する。 15地域(学校間連携コーディネーター約45人配置)

- 引継ぎを意識した個別的教育支援計画等の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など



## 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

### ②発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

平成27年度予算額(案) 134百万円(平成26年度予算額 147百万円)

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、6.5%程度の割合で在籍しており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。発達障害のある児童生徒への支援にあたっては、教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、児童生徒への適切な指導や、保護者等に対して十分な説明を行い理解を得る必要がある。また、各学校において、発達障害に関する支援の中核となる高度な専門性を有する教員の存在も重要である。そのため、教員に発達障害に関する正しい理解を図るための理解推進拠点事業を実施するとともに、発達障害に関する専門的・実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発を行う。



#### ◎ 発達障害理解推進拠点事業

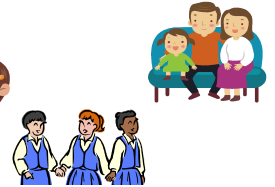
51百万円

- ・教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を深める。また、保護者等への十分な理解を深めるための取組について、拠点校を設けて実践事業を行う。さらに、その成果普及のためのセミナー等の開催や、教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成を行う。

30地域

#### (事業内容)

- 教員向け発達障害に関する校内研修等の実施
  - ・特別支援学校退職教員、元通級学級担当教員を講師として校内研修を実施
  - ・学校教育活動全体を通じて児童生徒への理解を図るための取組の実践
- 教員、保護者、地域等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催
- 教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインの作成 など



#### ◎ 教職員育成プログラム開発事業

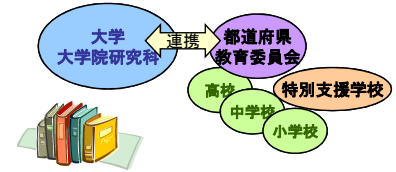
83百万円

- ・学校現場において、発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。

7大学

#### (事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、中核的な現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



-42-

## 学習上の支援機器等教材活用促進事業

平成27年度予算額(案)360百万円 (平成26年度予算額387百万円)

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材を開発。国が企業等での支援機器等教材の開発費を支援することにより、利用者が入手しやすい価格での製品化を目指す。

また、学校において、活用が十分に進んでいない支援機器等教材について、適切な支援機器等教材を用いた指導方法の開発のための実践研究を行い、その活用・普及を図る。

#### 学習上の支援機器等教材研究開発支援事業

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携し、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材を開発

教育委員会・学校等

ニーズ把握

民間企業・大学等

開発要請



#### 支援機器等教材の開発

開発件数：9件

9障害種：視覚障害、聴覚・言語障害、知的障害、肢体不自由、病弱、自閉症、情緒障害、LD・ADHD、重複障害等



障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材の普及

#### 支援機器等教材を活用した指導方法充実事業

学校において、ICTなどに関する外部専門家の支援を受けつつ、支援機器等教材を活用した指導方法に関する実践的な研究を実施



教育委員会・学校等

協力

外部専門家

#### 支援機器等教材を活用した指導方法の研究・普及

対象地域：3地域・大学



支援機器等教材を活用した実践的な指導方法の普及

## 支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実

-43-

## ポータルサイト構築・運営

### 特別支援教育教材ポータルサイト

企画運営委員会：特別支援教育関連のコンテンツの調査、収集、整理、企画、運営、普及活動等を管理する。



特別支援教育教材ポータルサイト運営

障害のある児童生徒のため、ICTを活用した教材や支援機器等に関する様々な情報及び、これらを活用した指導方法、活用事例等について体系的なデータベースを構築する。

大学、高専等



教育委員会



小・中・高、特別支援学校



保護者、児童生徒等



民間団体、ボランティア団体



## 普及活動

・デジタル教材等の特別支援教育教材、支援機器展示会の開催



・各都道府県の指導者層を対象に支援教材、支援機器を活用した実践研修を実施



### 自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

#### ① キャリア教育・就労支援等の充実事業

平成27年度予算額(案) 274百万円(平成26年度予算額 319百万円)

特別支援学校高等部の就職率(27.7%)の一層の向上に向けた取組が必要

→ 企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実

→ 早期からのキャリア教育等の推進(小・中・高等部の系統的なキャリア教育)

高等学校の発達障害の生徒への指導の充実が必要

→ 特別支援学校のノウハウを取り入れた指導の改善・充実

障害のある生徒が自立し社会参加を図るためには、高等学校段階におけるキャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実することが必要である。また、とりわけ高等学校においては、発達障害のある生徒に対して、特別支援学校高等部のセンター的機能を活用しながら、適切な指導や支援を行うことが必要である。

このため、労働、福祉の関係機関等と連携し、高等学校段階におけるキャリア教育、就労支援等の充実を図る事業を実施する。

#### モデル地域における取組

(就職支援ネットワーク会議の設置)

##### モデル校の改善プランの検討・評価

特別支援学校が核となって地域の労働関係機関等とのネットワークの構築を図り、モデル校(特別支援学校、高等学校)の改善プランの検討・評価。

##### 教員の研修の実施

障害者を雇用する企業現場等での実情を踏まえた指導の充実を図れるよう、教員の研修プログラムを開発し、企業での体験研修等を実施。

##### 技能検定等の開発

生徒が目的意識を持って学習意欲を高めたり、就職の際に在学時の学習の成果を証明したりする上で活用できるように技能検定等を開発・実施。



障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化(平成25年3月厚生労働省職業安定局長通達、文部科学省初等中等教育局長通知)

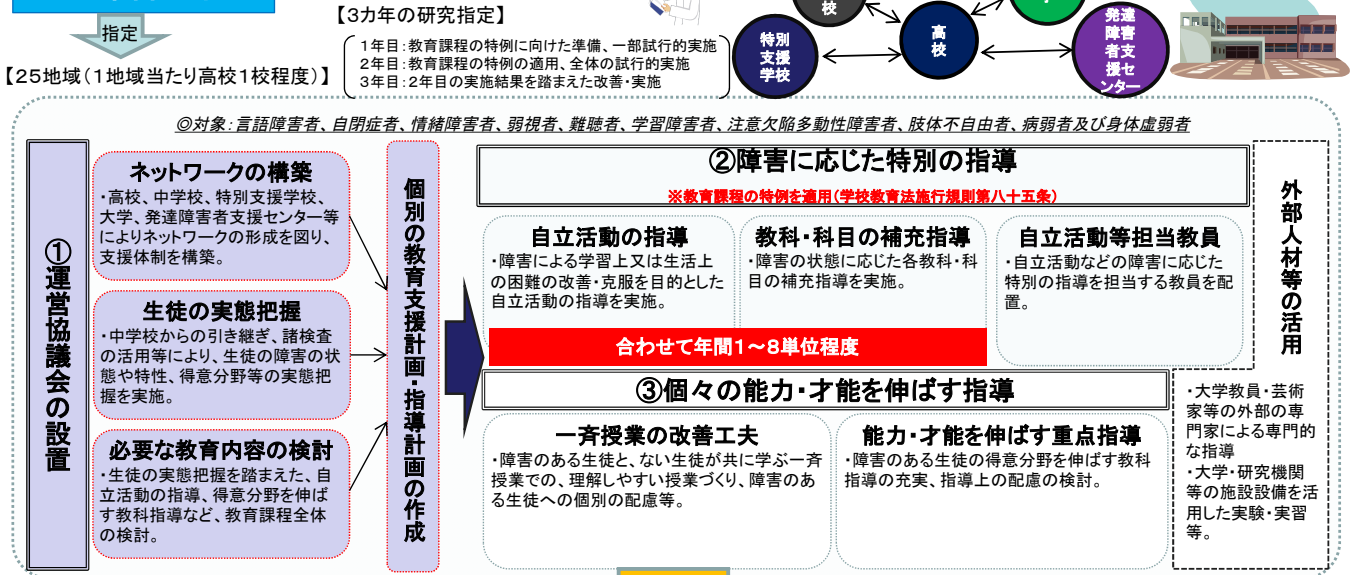
※平成26年3月31日 一部改正

自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

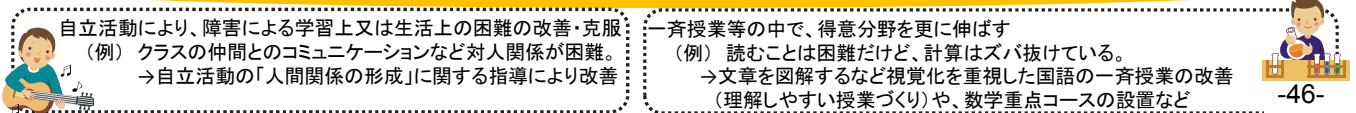
② 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 平成27年度予算額(案) 110百万円(平成26年度予算額 129百万円)

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障害のある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。

文部科学省



高等学校における特別支援教育の充実



特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 (平成26年度予算額 14百万円) 平成27年度予算額(案) 56百万円

- 障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるようにするためには、教育を担当する者を中心に教員の資質を向上させることが喫緊の課題。
- 一方、特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校の教員で7割、特別支援学級担当教員で約3割。

今後の学制等の在り方について(第5次提言)  
(平成26年7月教育再生実行会議)

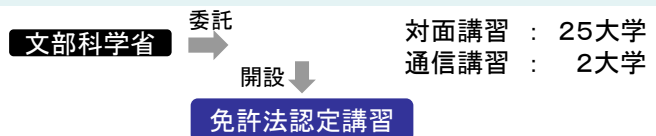
教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は**必須化も視野に入れ**、特別支援学校免許状の取得を促進する。

1. 指導者養成講習会・自立教科等担当教員講習会

拡充

特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校免許状保有率の向上による担当教員としての専門性を担保することが必要。

そのため、特別支援学校教諭免許状を取得するための免許法認定講習を大学に委託、受講機会の拡大を図る。



講習受講→単位修得→特別支援学校教諭免許状の取得

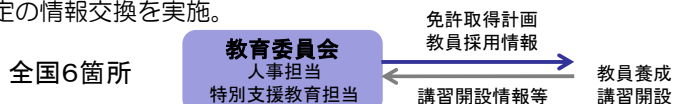
2. 自立と社会参加に向けた特別支援教育理解啓発会議の開催

就学期にある障害のある子供の保護者等を対象に、就学制度や特別支援教育について理解を深めることを目的として、講演や体験談の発表、意見交換などの理解啓発会議を実施。

3. 特別支援学校教諭免許状取得促進セミナーの開催

新規

教育委員会や、大学を対象とした講演や意見交換を行い、特別支援学校教諭免許状の取得計画や、免許法認定講習の開設時期・科目設定の情報交換を実施。



免許保有率向上による特別支援学校教員の専門性の向上 → 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進



# ○特別支援学校の教室不足解消のための補助制度

## 【背景】

教室不足発生(全国で3,963教室の不足) H26.10.1

近年、特別支援学校の児童生徒数が増加しており、特別支援学校の教室不足が生じている。  
そのため、平成26年度に、これまでの新增築の補助制度に加え、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助制度を創設し、地方公共団体の取り組みを支援する。

## 【対象施設】

公立の特別支援学校として使用する校舎、屋体、寄宿舎

## 【制度概要】

補助率：1/3  
補助上下限：下限400万円、上限なし  
工事内容：廃校施設、余裕教室等を改修し、特別支援学校の新設、分校・分教室として整備する工事全般

一方で全国に余裕教室約6万5千教室(小中学校)が存在  
H25.5.1 (そのうち現在まったく使っていない教室が約450教室)



## 【効果】

- 既存施設の改修のため、新築、増築よりも工事費が安価となり、新たな用地取得の必要が無く、地方公共団体の財政負担が軽減され、整備件数の増加も期待できる。
- 地方公共団体が保有する廃校や余裕教室等の既存施設を有効活用できる。
- 工期も短縮でき、教室不足の解消に迅速な対応が可能となる。

## 教職員指導体制の充実

～授業革新やチーム学校などの推進～

(平成27年度 義務教育費国庫負担金予算案)

### 《義務教育費国庫負担金》

平成27年度予算案 1兆5,284億円(対前年度 ▲38億円)  
(参考)復興特別会計 22億円(前年同)

・教職員定数の増 +19億円(+900人)  
・少子化等に伴う教職員定数の減 ▲86億円(▲4,000人)  
・教職員の若返り等による給与減 ▲61億円  
・人事院勧告の反映による給与改定 +90億円

1. 従来の暗記中心の受け身型一斉授業から、子供達が双方向に対話し学び合いながら主体的に考え探究する力を育てる課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)への転換を推進
2. 教員が授業に一層専念できるよう、学校に多様な専門スタッフを配置するとともに、学校マネジメント体制を強化し、学校のチームとしての教育力・組織力を最大化
3. 教育格差の解消や特別支援教育等の充実
4. 統合校への支援や過疎地の小規模校への支援

### 教職員定数の改善

平成27年度加配定数:約64,200人(※特別支援教育対応:6,276人)



#### 《新たな定数措置900人の内訳》

#### 1. 授業革新等による教育の質の向上 200人

- ① 課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)の推進 100人
- ② 小学校における専科指導の充実等 100人



#### 3. 個別の教育課題への対応 250人

- ① 家庭環境や地域間格差など教育格差の解消 100人
- ② 特別支援教育の充実 100人
- ③ いじめ等の問題行動への対応 50人



#### 2. チーム学校の推進 230人

- ① 学校マネジメント機能の強化(主幹教諭、事務職員の拡充) 100人
- ② 専門人材の配置充実(学校司書、ICT専門職員等) 100人
- ③ 養護教諭・栄養教諭等の配置充実 30人



#### 4. 学校規模の適正化への支援 220人

- ① 統合校への支援(統合前1年～統合後2年) 200人
- ② 過疎地の小規模校への支援 20人

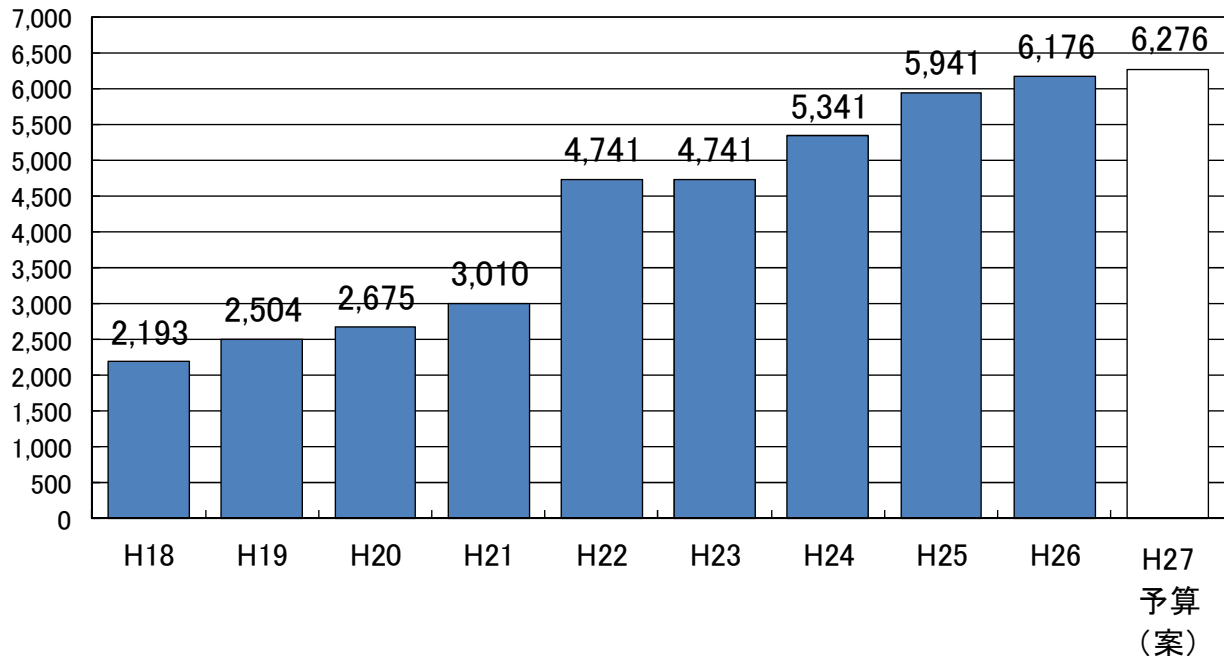


(参考)被災した児童生徒のための学習支援として前年同(1,000人)の加配措置【復興特別会計】

## 特別支援教育対応の教職員加配定数の推移

- 平成26年度予算における特別支援教育対応の加配定数は、6,176人
- 平成27年度予算案において、+100人の定数改善を計上

### 特別支援教育対応の教職員加配定数の推移



-50-

## 特別支援教育支援員の地方財政措

【26年度措置額：約530億円(25年度措置額：約514億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



### ■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成26年度	平成25年度
幼稚園【拡充】	5,300人	4,800人
小・中学校【拡充】	40,500人	39,400人
高等学校	500人	500人
合計	46,300人 (事業費:約530億円)	44,700人 (事業費:約514億円)

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始  
 平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始  
 平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始

(参考)平成26年度特別支援教育関係予算等  
～特別支援教育支援員の地方財政措置～

特別支援教育支援員地方財政措置・活用人数の推移

	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。 (人)

特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成27年度予算額（案） 11,583百万円（平成26年度予算額 10,151百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。  
(根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律)

- 特別支援教育就学奨励費 **負担金** 6,318百万円（6,133百万円）
  - ・ 公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **補助金** 4,706百万円（3,510百万円）
  - ・ 公私立の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
  - ・ 公私立の小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
  - ・ 学校現場等における特別支援教育の体制整備に要する経費を補助
- 特別支援教育就学奨励費 **交付金** 559百万円（508百万円）
  - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
  - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



## 4. その他

-54-

### 学習指導要領について① 小・中学校学習指導要領（H20.3告示）の概要

#### 小・中学校学習指導要領（特別支援教育関係）

- 【H20年改訂のポイント】
- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
  - ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
  - ・交流及び共同学習の推進

#### ＜小学校学習指導要領＞（中学校学習指導要領もほぼ同旨）

##### 第1章 総則

##### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (7) 障害のある児童などについては、**特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。**  
特に、特別支援学級又は通級による指導については、**教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。**

##### ＜小学校学習指導要領解説 総則編＞

##### 第3章 第5節 7 障害のある児童の指導

小学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童とともに、**通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある児童が在籍していることがあり、これらの児童については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。**

- (12) ～(省略)～、**障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習**や高齢者などとの**交流の機会を設けること。**

※特別支援学級、通級による指導について、特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校学習指導要領等を参考にするなどして、実情に合った教育課程を編成(文科省H21.3通知、小学校学習指導要領解説など) -55-

# 学習指導要領について② 特別支援学校学習指導要領(H21.3告示)の概要

## 【1. 教育のねらい】

- 小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、児童生徒等の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

## 【2. 教育課程の編成】

- (1) 小・中学校等に準じた各教科等のほか、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」を加えて編成。
- (2) 知的障害者を教育する特別支援学校の各教科等
  - ・ 知的障害の児童生徒に応じた教育を行うため、小・中学校等とは異なる独自の教科を設定(小学部の「生活科」、中学部の「職業・家庭」など)。
  - ・ 内容を学年別に区分せず、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階で示す。
  - ・ 各教科、道徳、特別活動、自立活動の一部又は全部を合わせた「各教科等を合わせた指導」(日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習)が可能。
- (3) 重複障害者等の教育課程の取扱い
  - ・ 下学年・下学部の各教科の目標・内容との代替等
  - ・ 知的障害を併せ有する場合の知的障害の各教科等との代替
  - ・ 各教科等に替えて自立活動を主とした指導
  - ・ 障害のため通学することが困難な児童生徒に対する訪問教育

## 【3. 自立活動】

- (1) 内容・構成
  - ・ 人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成。
  - ・ 「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の各区分ごとに示された、3～5項目の内容の中から、個々の児童生徒等の障害の状態等に応じ必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定。

### <自立活動の例>

- ・ 姿勢保持や移動、食事・排泄、衣服の着脱などの日常生活動作の指導(肢体不自由)
- ・ 白杖を使った歩行指導、拡大読書器・弱視レンズ等の視覚補助具の活用の指導(視覚障害) など

## 【4. 一人一人の障害の状態等に応じた指導】

- ・ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成。

## 【5. 交流及び共同学習の推進】

- ・ 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進。

# 学習指導要領について③ 特別支援学校学習指導要領等 (H21.3告示) の改訂ポイント

## 1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

## 2. 主な改善事項

### 障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

### 一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

### 自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

### 交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

## 学習指導要領等の実施スケジュール

小学校・中学校・高等学校等の実施スケジュールに準拠

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園 (幼稚園部)	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校 (小学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 算数、理科	全面実施		
中学校 (中学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 数学、理科	全面実施		
高等学校 (高等部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(学年進行 数学、理科)	学年進行 で実施	

審議事項の柱

1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、  
新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方
  - これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善
  - 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
  - 育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善
2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、  
既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
3. 学習指導要領等の理念を実現するための、  
各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策
  - 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及
  - 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

育成すべき資質・能力を踏まえた、教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例 (特別支援教育部分)

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。  
 その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

-58-

## お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm/)

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育情報センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター

メールマガジン

<http://icedd.nise.go.jp>

<http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN